

放課後等デイサービスの支給決定について

1 支給決定までの流れ

- (1) 利用希望者は、放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）に利用が可能かどうか相談します。
- (2) 事業所は、受入可能な場合、別紙様式「放課後等デイサービス利用希望報告書」（以下「報告書」という。）を利用希望者に交付します。
- (3) 利用希望者は、各区役所障害高齢課又は宮城総合支所保健福祉課に「報告書」を提出し、放課後等デイサービス支給申請を行います。
- (4) 各区役所障害高齢課又は宮城総合支所保健福祉課は、利用希望者に対して、「障害児支援利用計画案」の提出を依頼します。
- (5) 障害児相談支援の利用の有無によって以下の2通りの手順となります。
 - ①障害児相談支援を利用する場合
利用希望者は、相談支援事業所に相談し、障害児相談支援の利用契約を結び、「障害児支援利用計画（案）」の作成を依頼します。
 - ②障害児相談支援を利用しない場合
利用希望者は、受入れ枠の有無及びサービス内容等を確認し、「セルフプラン」を作成します。
- (6) 利用希望者は、「障害児支援利用計画（案）」又は「セルフプラン」を各区役所障害高齢課又は宮城総合支所保健福祉課に提出し、放課後等デイサービスの支給決定を受けます。

2 留意事項

- (1) 利用回数は、障害児支援利用計画又はセルフプランに基づき、週3日までを原則とします。
※家庭の事情等のため、週4日以上の利用を希望される場合は、以下の流れで週4日以上の利用の要否について判断いたします。
 - ・理由が利用児童の状況：各発達相談支援センターの意見書を基に各区役所障害高齢課又は宮城総合支所保健福祉課で判断。
 - ・理由が保護者就労、家庭事情：各区役所障害高齢課又は宮城総合支所保健福祉課にて状況確認し、判断。
 - ・理由がその他特別の事情：各区役所障害高齢課又は宮城総合支所保健福祉課にて状況確認し、判断。状況により、各区役所障害高齢課又は宮城総合支所保健福祉課と各発達相談支援センターで協議し、判断。

(2) 複数事業所の併行利用

複数事業所の併行利用については、下記のルールに従って行ってください。

- ① 各事業所のサービス利用計画は曜日ごととし、契約は5の倍数の日数で行うこと。
- ② サービス利用は契約日数の範囲内で行うこと。
- ③ 上限管理を行う事業者の管理のもと、事業所間で定期的に情報交換を行う等連携をとり、対象児童に対する支援内容に整合性をもたせること。